

社会保険 いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

6

算定基礎届の提出について

2012 June
NO.407

- 月額変更届について
- 賞与支払届の提出を忘れずに
- 国民年金保険料免除制度の活用を
- 協会けんぽからのお知らせ



「初夏の薬玉院」(撮影・桜川市)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。

7月10日までに茨城事務センターへ郵送にて提出してください。(指定された地域の事業所は審査会場に持参願います)

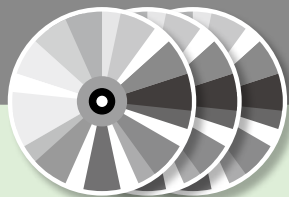
提出する書類等は次のとおりです

紙による 届出の場合

- ①被保険者報酬月額算定基礎届
- ②被保険者報酬月額算定基礎届
総括表
- ③被保険者報酬月額算定基礎届
総括表附表(雇用に関する調査
票)



磁気媒体 による 届出の場合 (CD又はMOによる 届出の場合)



- ①算定基礎届を収録したCD又は
MO
- ②磁気媒体届書総括表(届書作
成プログラムに従って出力しま
す)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届
総括表
- ④被保険者報酬月額算定基礎届
総括表附表(雇用に関する調査
票)

留意事項

- ①届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者です。
ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、今年の算定
基礎届は対象外です。
- ②月額変更該当する被保険者がいる場合は、月額変更届
も忘れずに提出してください。
- ③その他、詳細は算定基礎届様式に同封されている通知を
ご覧ください。(社会保険労務士委託事業所には送付して
おりません)
- ④詳細は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

算定基礎届 の提出について



月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって大幅に変わったときは、定時決定をまたずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の三つの全てに該当するときに行われます。

1

昇給・降給などで固定的賃金に変動があった

+

2

変動月から3ヵ月の間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた

+

3

3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上だった

ポイント
POINT

固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上さがった場合は、随時改定の対象外です。

また、固定的賃金下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上あがった場合も、同様に対象外です。

このような場合は、算定基礎届による定時決定となります。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます

固定的賃金の変動には、次のようなケースが考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった場合

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など

※被保険者報酬月額変更届の「②改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

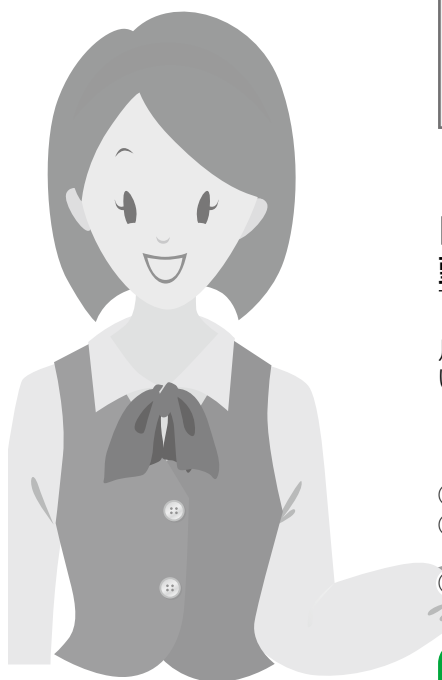
なお、被保険者が役員の場合にあつては、取締役議事録及び固定的賃金の変動があつた月の前月から改定月の前月分までの所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。

重要!!

標準報酬が大幅に引き下がる場合においては、次のことにご留意願います。

- ①大幅に引き下がる場合とは、当分の間「5等級以上」とします。
- ②固定的賃金の変動があつた月の、前月から改定月の前月分までの賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。
- ③被保険者が役員の場合は、取締役議事録及び所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しを添付してください。

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。



賞与支払届の提出を忘れずに!

健康保険・厚生年金保険では、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙が賞与支払予定月の前月に送られてきます。

賞与を支払ったときは、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添えて茨城事務センターへ提出してください。

なお、賞与の支払いがない場合でも「被保険者賞与支払届総括表」を不支給表示で提出してください。

賞与支払届記入例

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。

「④賞与支払年月日」欄
賞与の支払年月日を記入します。上段の支払年月日と同日の被保険者については記入の必要はありません。

「⑤賞与額(合計)」欄
通貨により支給した金額と現物により支給した金額の合計(千円未満を切り捨て、千円単位)を記入します。
標準賞与額の上限は、健康保険は年度の累計で540万円、厚生年金保険は1回の支払いにつき150万円ですが、この額を超えた場合でも実際に支払われた額を記入します。たとえば、3,215,500円の場合は、③②①①①と記入します。なお、1,000万円を超える場合には⑨⑨⑨⑨と記入します。

「④現物によるものの額」欄
賞与を通貨以外により支給した金額を記入します。

「⑥通貨によるものの額」欄
賞与を通貨によって支給した金額を記入します。

「④支給・不支給」欄
賞与の支払いがあったときは支給「0」を、なかったときは不支給「1」を囲みます。

「⑦賞与支給総額」欄
全被保険者の賞与支払届⑤欄の賞与額を総計した額を集計した総額を記入します。ただし、賞与の支払がない場合は、④及び⑥欄に記入の必要はありません。

「⑧変更後の賞与支払予定月」欄
現在の賞与の支払月が④欄の賞与支払予定月と異なる場合に記入します。

「③賞与支払年月日」欄
印字されている賞与支払予定年月(⑦の欄)と相違している場合は、支払年月を記入します。

「①賞与を支給した被保険者数」欄
賞与を支給した被保険者の人数を記入します。

「①被保険者人数」欄
賞与を支給した日に現存する被保険者数を記入します。

「④賞与の名称」欄
夏期賞与、冬期賞与、決算手当、期末手当のように、支給した賞与の名称を記入します。

賞与支払届総括表記入例

詳細は管轄の年金事務所へお問い合わせください。

国民年金 保険料納付免除制度があります

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額（14,980円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。（保険料額は平成24年額の額）

全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(扶養親族等の数+1) \times 35万円 + 22万円$$

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成23年7月～平成24年6月分の申請については、前々年（平成22年）の所得で審査を行います。

※平成21年4月以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されます。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成24年度）と年金額の計算は次のとおりです。

○4分の1納付（3,750円）→年金額5/8（21年3月分までは1/2）

○半額納付（7,490円）→年金額6/8（21年3月分までは2/3）

○4分の3納付（11,240円）→年金額7/8（21年3月分までは5/6）

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○半額納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成23年7月～平成24年6月分の申請については、前々年（平成22年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

申請はお住まいの市町村の国民年金担当窓口へ

申請に必要な書類は

●年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）

●前年（または前々年）の所得を証明するもの
住所を変更しているなど、お住まいの市町村で所得の確認ができない場合は、課税証明書、源泉徴収票の写し等の添付が必要となります。

●代理の方が申請される場合は、印鑑と委任状が必要です。

※退職（失業）や災害による被害を事由とした「特例免除」や30歳未満を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」もありますので、詳しくは市町村の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



保険料負担を軽減するための取組み についてのお知らせ（協会の財政基盤強化に向けた取組み）

協会けんぽの財政状況は、増大する医療費と低迷する賃金により厳しさを増しており、高齢者医療への拠出金の増加などの理由により、24年度の保険料率は全国平均で10%（3年連続の引上げ）となりました。

このような構造的な問題（協会けんぽの自助努力では対処できない問題）について、協会けんぽでは、これまで「国庫補助の増額」や「高齢者医療制度の見直し」などを国に対して働きかけてきましたが、実現には至っておりません。

年々保険料負担が増加しており、「賃金が増えない中での手取り額の減少」や「加入する中小企業の経営を圧迫する」など切実な声があがっています。

協会けんぽでは、これらの問題に対して平成24年度においては、毎月保険料を負担いただいている**加入者や事業主の皆さまと一体となって取組みを進めていきます。**

これまで以上に協会けんぽとして国や政府への働きかけを強化していきますが、それに加えて以下のような具体的な取組みを進めていきます。

- 加入者や事業主の皆さまの切実な想いを「署名活動」を通じて具現化する
- 47都道府県の意見を集約し、国に発信するための「協会けんぽの全国大会」の開催
- 加入者や事業主の皆さまの〈生の声〉を国に伝えるための「アンケート」の実施など

増え続ける保険料負担を軽減するために



署名活動へのご理解とご賛同をお願いします!!

加入者や事業主の皆さまと一体となって、切実な想いを国に伝えてまいります

署名用紙

協会けんぽホームページから取得をお願いします

（インターネット環境がない場合はお手数ですが当支部へお申し出ください）

署名の対象

協会けんぽにご加入の方（本人・ご家族）などで、署名にご賛同いただける方が対象です。

送付先

協会けんぽ茨城支部へお送りください

（誠に恐れ入りますが、送付費用につきましてはご負担をお願いいたします）

※署名活動の詳細や不明な点は協会けんぽHPをご覧ください、当支部へお問い合わせください。

※本署名活動でお預かりした個人情報は、ご本人の同意なく、利用目的以外に使用したり、第三者へ提供することはございません。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎ 029-303-1580（企画総務部）

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>